

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和6年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年6月9日

奈良県監査委員	吉井昭彦
同	井上圭吾
同	中川崇
同	伊藤將也

監査の特定事件（テーマ）

補助金等に係る財務事務の執行について

令和6年度包括外部監査に係る結果に基づき講じた措置について（第1回）

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
33頁	全庁	<p>(1)補助事業に係る仕入税額控除の取り扱いについて【結果1】</p> <p>補助事業に係る課税仕入に対応する仕入控除税額の取り扱いを要綱等で規定していない事例や、要綱で報告する旨を規定しているにもかかわらず、報告させていない事例が散見された。補助金の交付先に経済的利益が生じることがないような措置を講ずる必要がある。</p>	<p>補助金等の適正な執行については、平成27年度にチェックリスト等の通知を行い周知してきたところだが(平成28年3月31日付総務第634号補助金等の交付基準について定めた要綱の制定等に係るチェックリスト等の送付について(通知))、今般、補助事業に係る課税仕入に対応する仕入控除税額の取り扱いを要綱等で規定していない事例等が散見されたことを踏まえ、改めて周知徹底を行った(令和7年9月1日付財第44号補助金等の適正な事務執行について(通知))。</p>
38頁	全庁	<p>(2)補助金の交付先が暴力団員等でないことの担保について【意見1】</p> <p>合規性の観点から補助金の交付先が暴力団員等でないことを担保する必要があるが、交付先から暴力団員等でないことを書面で確認している所管課がある一方、交付先の公益性等を考慮して確認手続を実施していない所管課も見受けられた。所管課の判断によって手続が異なることのないよう、統一的なルールを定めることが望ましい。</p>	<p>補助金等の適正な執行については、平成27年度にチェックリスト等の通知を行い周知してきたところだが(平成28年3月31日付総務第634号補助金等の交付基準について定めた要綱の制定等に係るチェックリスト等の送付について(通知))、今般、補助金の交付先が暴力団員等でないことの確認に不備がある事例が散見されたことを踏まえ、改めて周知徹底を行った(令和7年9月1日付財第44号補助金等の適正な事務執行について(通知))。</p>
41頁	全庁	<p>(3)財産処分の制限対象となる資産の取り扱いについて【意見2】</p> <p>財産処分の制限対象となる資産について、要綱等で規定していない事例や、要綱等で規定しているものの、現物確認や資産台帳の確認を実施していない事例が散見された。交付先が対象となる資産を許可なく処分しないような仕組みづくりが望まれる。</p>	<p>補助金等の適正な執行については、平成27年度にチェックリスト等の通知を行い周知してきたところだが(平成28年3月31日付総務第634号補助金等の交付基準について定めた要綱の制定等に係るチェックリスト等の送付について(通知))、今般、財産処分の制限対象となる資産について要綱等で規定していない事例等が散見されたことを踏まえ、改めて周知徹底を行った(令和7年9月1日付財第44号補助金等の適正な事務執行について(通知))。</p>
43頁	主に財政課	<p>(4)補助金に関する全庁的な取組体制の構築について【意見3】</p> <p>補助金に関する県全体のルールは奈良県補助金等交付規則で規定しているが、具体的な事務は各所管課が個別に判断して実施しており、その結果、複数の所管課で同様の課題が見られた。補助金の業務に関する課題が検出された場合に、県全体で対応できるような体制を構築することが望ましい。</p>	<p>補助金等の適正な執行については、平成27年度にチェックリスト等の通知を行い周知してきたところだが(平成28年3月31日付総務第634号補助金等の交付基準について定めた要綱の制定等に係るチェックリスト等の送付について(通知))、今般、補助金の業務に関して複数の所管課で同様の課題が見られたことを踏まえ、改めて周知徹底を行った(令和7年9月1日付財第44号補助金等の適正な事務執行について(通知))。</p>
46頁	市町村振興課	<p>①自治会等連携補助金【結果2】</p> <p>補助事業で支出した交通費の根拠資料として、交付先の団体が作成した支払証明書を出している事例があった。交付先の団体が作成する内部資料は証拠力が低いため、証拠力の高い根拠資料の提出を求める必要がある。</p>	<p>立て替えた交通費については交付先の団体から受領したことを証する受領書等を根拠資料として求めることとする。</p>
46頁	市町村振興課	<p>①自治会等連携補助金【意見4】</p> <p>補助事業実施期間末である3月下旬に、補助事業で使用するか疑義のある物品費が支出されている事例があるため、補助金額の確定の際には、慎重に判断することが望ましい。</p>	<p>募集要項に補助対象年度に使用しない物品は対象外とする旨を明記した。</p>
47頁	市町村振興課	<p>①自治会等連携補助金【意見5】</p> <p>支出の上限額が設定されている備品購入費について、付随費用を含めるか否かを明確化することが望ましい。</p>	<p>募集要項に備品の送料等、付随費用を備品購入費に含める旨を明記した。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
47頁	市町村振興課	<p>①自治会等連携補助金【意見6】</p> <p>リース金額(1年分)より購入額が安価である場合にのみ備品購入が認められるが、安価であるか否かについては、交付先の団体の自己申告のみで確認している。比較検討資料を提出させ、確認することが望ましい。</p>	<p>募集要項に実績報告時にリース金額と比較した資料を提出する必要がある旨を明記した。</p>
48頁	市町村振興課	<p>①自治会等連携補助金【意見7】</p> <p>交付先の団体が補助対象事業を実施するにあたり、公金を原資としている以上、相見積もりの実施や価格比較の実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。</p>	<p>募集要項に実績報告時に複数業者の見積又はカタログ等、価格の比較資料を提出する必要がある旨を明記した。</p>
50頁	消防救急課	<p>①奈良県LPガス料金高騰対策補助金【意見8】</p> <p>補助対象経費として顧問税理士に対するコンサルティング料等を委託費として支出しているが、金額の妥当性を確認していない。通常の顧問料と比較して高額となっていないか等、交付先に金額の妥当性の説明を求めることが望ましい。</p>	<p>今後、同種の事象が発生する場合、交付先に対し金額の妥当性等の説明を求める等適正な対応をすることとした。</p>
53頁	消防救急課	<p>②新型コロナウイルス感染症患者等搬送支援事業【結果3】</p> <p>交付先が受領した納品書の納品日が空欄となっている事例があり、補助対象期間に納品の事実があったことを受付印の日付のみで確認していた。受付印は容易に改竄可能であるため、納品日が記載された納品書の提出を交付先に求める必要がある。</p>	<p>今後、同種の事象が発生する場合、交付先に対し納品日が記載された納品書を証拠書類として再提出を求め、確認する等適正な対応をすることとした。</p>
55頁	奥大和地域活力推進課	<p>①南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金【結果4】</p> <p>複数事業年度にわたる事業に対する補助金について実績報告が単年度となっている。事業が複数年度にわたる以上、実績報告も複数年度にわたって実施する必要がある。</p>	<p>当県の補助金が当たっていない後年度分についても、補助事業者より実績報告書を提出させた。</p>
55頁	奥大和地域活力推進課	<p>①南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金【結果5】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還について追記し、交付要綱を改正した。</p>
56頁	奥大和地域活力推進課	<p>①南部・東部地域を舞台とする映画制作事業支援補助金【意見9】</p> <p>補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積もりの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。</p>	<p>事業開始時に補助事業者に対し、公平公正な方法での調達を検討するよう要請する。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
59頁	文化財保存課	<p>①重要文化財保存事業費補助金(建造物)【結果6】</p> <p>様式で規定された項目(消費税等仕入控除税額確定報告書提出予定年月)を削除した実績報告書を提出している事例や、記載漏れが散見された。交付先に正式な様式に基づいた実績報告書の提出を求めるとともに、すべての項目を記載した実績報告書の提出を求める必要がある。</p>	<p>今後、提出された様式に項目削除や記載漏れがあった場合は、正式な様式に基づいた実績報告書の提出を求めるとともに、すべての項目を記載した実績報告書の提出を求める。</p>
59頁	文化財保存課	<p>①重要文化財保存事業費補助金(建造物)【意見10】</p> <p>補助事業に要する経費の配分について、軽微な変更であれば県の承認を要しないが、具体的な数値基準が要綱等で示されていない。交付先の個別判断により県への変更申請の是非が決定されないよう、客観的に基準を示すことが望ましい。</p>	<p>補助事業に要する経費の配分について、具体的な数値基準を要綱等に記載するよう検討を行う。</p>
63頁	スポーツ振興課	<p>①トップアスリート育成支援事業補助金【結果7】</p> <p>複数の補助金を受領する交付先が提出した実績報告書について、補助対象経費である人件費の算出方法を確認していないため、算出方法を確認する必要がある。</p>	<p>令和7年度向け補助事業からは、補助金交付要綱第9条に基づき、実地検査の際、人件費の算出根拠となる内部資料を併せて提示させて検査を行う取り扱いを徹底している。</p>
64頁	スポーツ振興課	<p>①トップアスリート育成支援事業補助金【結果8】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>令和7年度向け補助事業からは、補助金交付要綱に消費税等仕入税額控除の取り扱いに関する条文を追記した。</p>
65頁	スポーツ振興課	<p>①トップアスリート育成支援事業補助金【意見11】</p> <p>補助金の実績報告書の確認のみならず、決算書を入手して、決算書と実績報告書との整合性を検証したり、交付先の経営状態を把握することが望ましい。</p>	<p>令和7年度向け補助事業からは、補助金交付要綱第9条に基づき、実地検査の際、決算書の確認や経営状態や課題点を確認する取り扱いを徹底している。また、補助事業だけに限らず、補助団体との定期的なヒアリングや情報共有を進めている。</p>
69頁	教育振興課	<p>①私立学校教育経常費補助金【結果9】</p> <p>奈良県補助金等交付規則において、財産処分制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。</p>	<p>要綱改正を行い、財産処分に係る規定を設け、対象資産の明確化を行った。</p>
71頁	教育振興課	<p>②私立幼稚園教育経常費補助金【結果10】</p> <p>奈良県補助金等交付規則において、財産処分制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。</p>	<p>要綱改正を行い、財産処分に係る規定を設け、対象資産の明確化を行った。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
74頁	教育振興課	<p>③特別支援教育振興費補助金【結果11】</p> <p>奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。</p>	<p>要綱改正を行い、財産処分に係る規定を設け、対象資産の明確化を行った。</p>
76頁	女性活躍推進課	<p>①奈良県出産・子育て応援交付金【意見12】</p> <p>財産処分の制限の対象となる資産について、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。</p>	<p>補助金を活用して財産処分の制限の対象となる資産を購入した1市町村について、令和7年11月11日に奈良県補助金等交付規則第21条に基づく調査を実施し、資産の現物確認及び資産台帳等との突合を行った。</p>
81頁	奈良っ子はぐみ課	<p>①施設型給付費等県費補助金【意見13】</p> <p>財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。</p>	<p>各市町村保育行政指導監査実施に併せて、奈良県補助金等交付規則第21条に基づく調査を実施し、資産の現物確認及び資産台帳等との突合を行うこととしている。</p>
84頁	奈良っ子はぐみ課	<p>②障害児保育質向上事業【結果12】</p> <p>補助金の交付先に対する検査権限が要綱で規定されていないため、要綱に規定する必要がある。</p>	<p>令和6年度に要綱を改正し、検査権限の規定を追加した。</p>
85頁	奈良っ子はぐみ課	<p>②障害児保育質向上事業【結果13】</p> <p>奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。</p>	<p>財産処分の制限の対象となる資産を当該補助金で購入することができないよう、令和6年度に要綱を改正し、補助対象経費を人件費（給与・各種手当・社会保険料）に限定した。</p>
87頁	長寿・福祉人材確保対策課	<p>①ならシニア元気フェスタ開催事業【結果14】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定した。</p>
89頁	障害福祉課	<p>①障害者福祉施設整備事業補助【意見14】</p> <p>要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。漏れなく報告させることが望ましい。</p>	<p>報告がなかった交付先には報告書の提出を指示し、報告書を受理して（消費税等仕入控除税額が生じていないことを）確認した。令和7年度からは、消費税等仕入控除税額が生じたかどうかにかかわらず、交付先には報告書を提出させることとして対応していく。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
90頁	障害福祉課	<p>①障害者福祉施設整備事業補助【意見15】</p> <p>財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。</p>	<p>財産処分の制限の対象となる資産については、購入や登録の事実を証する書類等についても確認を行うこととする。</p>
93頁	介護保険課	<p>①地域密着型サービス施設等整備促進事業【結果15】</p> <p>補助金交付先の調達方法について、原則として一般競争入札による旨を要綱に規定しているにもかかわらず、実際の調達方法を確認していなかった。要綱に基づいて実施したことが分かる資料の提出を求める必要がある。</p>	<p>実績報告書を提出する際、以下の書類を提出させる。</p> <p>①一般競争入札の場合：入札結果が確認できる書類 ②随意契約の場合：2者以上の見積書</p>
94頁	介護保険課	<p>①地域密着型サービス施設等整備促進事業【意見16】</p> <p>効果検証のための指標が要綱記載の目的と整合していないため、再考することが望ましい。</p>	<p>地域ごとの介護需要を踏まえ、合理的な成果目標を課内で再考する。</p>
94頁	介護保険課	<p>①地域密着型サービス施設等整備促進事業【意見17】</p> <p>財産処分の制限の対象となる資産について、現物は確認しているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。</p>	<p>財産処分の対象となる資産については、購入や登録の事実を証する書類等についても確認を行うこととする。</p>
96頁	介護保険課	<p>②新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業【結果16】</p> <p>補助金申請書類のうち、「記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。」という誓約に対する日付の記載が漏れている事例が2件あった。誓約日付が法的効力に影響を与える可能性も否定できないことから、誓約日付が記載された誓約書の入手を徹底する必要がある。</p>	<p>当該事業はコロナ禍に限られたものであり現在は事業執行していないが、今後他の事業において誓約書の提出を求める場合は、誓約日付の記載された誓約書を提出するよう徹底する。</p>
99頁	介護保険課	<p>③軽費老人ホーム運営費助成事業【結果17】</p> <p>補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の取り扱いが未整備となっている。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>令和7年度に要綱改正を実施し、消費税等仕入れ控除税額の取り扱いを記載した。</p>
101頁	介護保険課	<p>④介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策事業【結果18】</p> <p>要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。要綱で規定している以上、漏れなく報告させる必要がある。</p>	<p>報告がなかった交付先には報告書の提出を指示し、報告書を受理して(消費税仕入控除税額が生じていないことを)確認した。令和7年度からは、消費税仕入控除税額が生じたかどうかにかかわらず、交付先には報告書を提出させることとして対応していく。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
104頁	介護保険課	<p>⑤高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業【結果19】</p> <p>補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達を一般競争入札や相見積り等によって実施したか否かを確認していないため、実施したことが分かる資料の提出を求める必要がある。</p>	<p>実績報告書を提出する際、以下の書類を提出させる。</p> <p>①一般競争入札の場合：入札結果が確認できる書類 ②随意契約の場合：2者以上の見積書</p>
104頁	介護保険課	<p>⑤高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業【結果20】</p> <p>要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。要綱で規定している以上、漏れなく報告させる必要がある。</p>	<p>報告がなかった交付先には報告書の提出を指示し、報告書を受理して(消費税仕入控除税額が生じていないことを)確認した。令和7年度からは、消費税仕入控除税額が生じたかどうかにかかわらず、交付先には報告書を提出させることとして対応していく。</p>
105頁	介護保険課	<p>⑤高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業【意見18】</p> <p>効果検証のための目標値を「整備希望予定施設数に対する、整備施設の割合を増加させる」としているが、単純に予算の獲得額が多ければ目標値の達成につながるようになるため、目標値の再考が望まれる。</p>	<p>整備希望予定施設数及び今後の整備スケジュール等を踏まえ、合理的な成果目標を再考する。</p>
108頁	介護保険課	<p>⑥地域密着型サービス施設等整備促進事業(高齢者福祉施設等感染拡大防止事業【意見19】)</p> <p>財産処分の制限の対象となる資産について、対象となる資産の一覧を提出させているものの、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施していないため、突合することが望ましい。</p>	<p>財産処分の対象となる資産については、購入や登録の事実を証する書類等についても確認を行うこととする。</p>
110頁	介護保険課	<p>⑦老人福祉施設整備事業【結果21】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>令和7年度に要綱改正を実施し、消費税等仕入れ控除税額の取り扱いを記載した。</p>
110頁	介護保険課	<p>⑦老人福祉施設整備事業【意見20】</p> <p>要綱で定める補助金の額の基準額が、平成18年度以降一度も変更されていない。状況変化に対応して、基準額の変更の要否を検討することが望ましい。</p>	<p>他都道府県の基準額の改定状況を調査し、物価高騰等の現在の社会情勢を勘案の上検討する。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
114頁	地域医療連携課	<p>①医療機関物価高騰対策支援事業【結果22】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>検討の結果、本補助金は補助対象経費や補助率を定めておらず、消費税等仕入税額控除の取扱いの対象とはならないと判断した。</p>
116頁	地域医療連携課	<p>②ドクターヘリ運航推進事業補助金【意見22】</p> <p>実績報告で提出された収支決算書の支出額について、実績ではなく補助金の上限額で記載していた。実態を把握するためにも、実績額で報告させることが望ましい。</p>	<p>令和6年度の実績報告から、実績額での報告を求め、補助事業の実態を把握できるようにした。</p>
123頁	地域医療連携課	<p>③入院医療機関設備整備費等補助事業【結果23】</p> <p>補助金の交付先が作成した納品実績のみを確認し、実際に納品されたことを証する納品書等の根拠資料を確認していない事例があった。架空の納品実績に基づく補助金の交付が発生しないような仕組みづくりが必要である。</p>	<p>本補助金は令和5年度までとなり、今後同様の補助事業を実施する際は本事例を参考とする。</p>
127頁	病院マネジメント課	<p>①新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保支援事業【結果24】</p> <p>補助金の交付先が提出した実績報告書について、補助対象経費の算出方法を確認していない。補助事業に要しない経費が補助対象経費に含まれないように、算出方法を確認する必要がある。</p>	<p>補助対象経費の算出方法を確認した結果、補助対象外経費は含まれていなかった。今後は、複数職員での確認を実施し、不適切な事務処理がないように努める。</p>
128頁	病院マネジメント課	<p>①新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保支援事業【結果25】</p> <p>補助金の交付先によって、補助対象経費の範囲が異なっている。中には一般管理費等の間接経費を補助対象経費として報告している事例もあり、補助対象経費と認定するのが慎重に判断する必要がある。</p>	<p>要綱における補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症患者等入院のために確保する病床の確保料のうち、対象期間に発生した経費であり、計上する費目は法人により異なるが、補助対象経費の確認の際は複数職員でチェックを実施するなど、適正な事務処理に努める。</p>
128頁	病院マネジメント課	<p>①新型コロナウイルス感染症患者入院病床確保支援事業【結果26】</p> <p>実績報告で提出された収支決算書の支出額が実績額と異なっていると考えられ、正確な実績額を報告させる必要がある。</p>	<p>実績報告として提出のあった支出額に誤りがあったため、法人より正確な実績額の報告を受けた。補助金額の修正は不要であったが、今後は、複数職員での確認を実施し、不適切な事務処理がないように努める。</p>
130頁	病院マネジメント課	<p>②公立大学法人奈良県立医科大学中期目標達成促進補助金【結果27】</p> <p>奈良県補助金等交付規則において、財産処分制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。</p>	<p>令和7年4月に要綱改正を行い、財産処分に係る規定を設け、対象資産の明確化を行った。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
133頁	健康推進課	<p>①不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査【意見23】</p> <p>個人への償還払い分について、郵送受付時の本人確認書類が1点確認の事例があった。不正受給を防ぐためにも、顔写真付きの本人証明書類以外の場合は2点確認を求めることが望ましい。</p>	令和5年度に終了した事業のため措置なし
136頁	疾病対策課	<p>①医療施設近代化施設整備事業【結果28】</p> <p>奈良県補助金等交付規則において、財産処分の制限の対象となる資産については別に定める旨が規定されているものの、要綱で規定されていなかった。対象資産を明確化する必要がある。</p>	医療施設近代化施設整備事業補助金交付要綱を改正し、奈良県補助金等交付規則において財産処分の対象となる資産についての規定を明記した。
139頁	水資源政策課	<p>①簡易水道等整備推進事業【意見24】</p> <p>県営水道非給水地域を支援するという方針のもと、制度開始以来20年以上の間、補助率は変更されておらず、効果測定も実施されていない。簡易水道事業の継続のあり方について、市町村と県で連携して検討していくことが望ましい。</p>	<p>簡易水道事業地域は山間部に位置し、集落が広い範囲に点在しているという地理的な課題を抱えていることから、県では簡易水道事業者11村と連携して「簡易水道広域連携推進研究会」を立ち上げ、広域的な共同管理体制の構築に向け研修等を実施している。</p> <p>現在、国土交通省においては中山間地域における過疎化進行も踏まえた上水道政策のあり方検討が進められていることから、その動向を注視しつつ、今後も村と連携し、事業継続のあり方検討を進める。</p>
141頁	森と人の共生推進課	<p>①駆除事業補助金【結果29】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	消費税等仕入税額控除の取扱いを規定するため、補助金交付要綱の改正を行い、補助金交付対象者に周知した。
145頁	環境政策課	<p>①事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金【結果30】</p> <p>実績報告に誤りがあるが、特に指摘することなく、補助金の額の確定を実施している。実績報告の確認作業は慎重に実施する必要がある。</p>	チェックシートを活用し、複数の職員で確認することとする。
147頁	地域産業課	<p>①中小企業関係団体連携拠点事業補助【意見25】</p> <p>奈良商工会議所の新会館の取得経費の一部について、中小企業関係団体の連携拠点として活用することを目的に事業費補助を単年度で実施している。効果の発現が将来にわたるため、単年度ごとに必要経費を交付する方法の検討や、単年度で支出するのであれば補助額を慎重に検討することが望ましい。</p>	<p>県下中小企業関係団体の連携強化による相乗効果を発揮し、中小企業振興につなげることを目的に、新会館整備の機会を捉え、新会館を連携拠点として機能させるべく、関係団体の集積の推進力となるよう、必要な補助を行った。</p> <p>なお、中小企業関係団体連携拠点事業費補助金交付要綱第5条第2項に基づき、引き続き補助相手方団体に連携拠点としての活用状況を確認していく。</p>
149頁	地域産業課	<p>②政策推進事業【意見26】</p> <p>要綱で規定している消費税等仕入れ控除税額の確定の報告書が、交付先から提出されていない事例があった。漏れなく報告させることが望ましい。</p>	令和6年度の当報告書については、奈良県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱第18条1項に基づき、全補助相手方団体から提出を受けている。

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
150頁	地域産業課	<p>②政策推進事業【意見27】</p> <p>目標評価指標を1人当たりの指導件数として設定しているが、実質的な効果の観点での目標数値を検討することが望まれる。</p>	<p>補助相手方団体による事業者への指導の質を評価できるよう、新たな成果指標項目を検討中であり、令和8年度から実施する。</p>
151頁	地域産業課	<p>③奈良県中小企業団体中央会補助事業【意見28】</p> <p>1組合当たりの指導件数を効果指標として設定しているが、実質的な効果の観点での目標数値を検討することが望まれる。</p>	<p>補助相手方団体による事業者への指導の質を評価できるよう、新たな成果指標項目を検討中であり、令和8年度から実施する。</p>
153頁	地域産業課	<p>④商工会連合会活動推進事業補助金【意見29】</p> <p>奈良県商工会連合会の専務理事の人件費の一部を運営費補助として支出しているが、効果測定が不十分と考えられ、より補助の効果を重視する事業費補助への変更を検討することが望まれる。</p>	<p>奈良県商工会連合会の専務理事職は、県下33商工会を傘下に置く商工会連合会の常勤役員として、総合調整、指導監督を行う重要な立場であり、運営費として補助を行うことが適当と考えている。</p> <p>一方、本補助の効果は、商工会連合会及び県下33商工会の中小・小規模企業支援の成果として現れることから、当該団体の成果を適切に評価できるよう、新たな成果指標項目を検討中であり、令和8年度から実施する。</p>
156頁	産業振興総合センター	<p>①運輸事業振興助成交付金【結果31】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>奈良県運輸事業振興助成交付金交付要綱を令和7年4月1日付けで改正し、消費税等仕入税額控除の取り扱いに関する条文を追加するとともに、補助金交付先へ周知を行った。</p>
160頁	産業振興総合センター	<p>②研究開発補助事業(補助金)【意見30】</p> <p>補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の返還を補助対象期間である3年間の事業終了後に実施しているが、補助金の交付は年度ごとであるため、年度ごとに返還を求めることが望ましい。</p>	<p>報告を求める必要のある事業者に対しては、三カ年度の事業期間における各年度の年度末に、消費税等仕入控除額報告書の提出を求めることに改め、令和7年度から実施している。</p> <p>なお、令和7年3月末までの各年度末に提出を求めるべきであった事業者に対しても、各年度末時点での報告書の提出を求め、確認したところ、返還の対象となる事例はなかった。</p>
160頁	産業振興総合センター	<p>②研究開発補助事業(補助金)【意見31】</p> <p>補助事業完了後においても、長期間の追跡調査を確実に実施するための体制や仕組みを整備することが望ましい。</p>	<p>長期間の追跡調査を確実に実施するため、事業者ごとに研究開発の進捗を管理するほか、補助先企業への定期訪問を実施し、状況の把握を行う。</p> <p>また、担当者間の確実な事務引継を徹底し、引継内容については所属長に確認をとることで、確実な追跡調査の実施体制を整える。</p>
164頁	企業立地推進課	<p>①企業立地促進補助事業【意見32】</p> <p>補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、一般競争入札や相見積りの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。</p>	<p>交付要綱に基づき作成しているガイドブックや事業計画認定にかかる通知において、補助事業者に対し公平公正な調達方法の採用に努めるよう求める。</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
165頁	企業立地推進課	<p>②奈良県宿泊施設立地促進事業補助金【意見33】</p> <p>補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積りの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。</p>	<p>交付要綱に基づき作成しているガイドブックや事業計画認定にかかる通知において、補助事業者に対し公平公正な調達方法の採用に努めるよう求める。</p>
168頁	ならの観光力向上課	<p>①県内宿泊施設支援給付事業(補助費)【意見34】</p> <p>補助金の申請が予算に比べて低迷している。所管課では、宿泊施設の個別事情で予算の積算時に比べて申請が少なかったと分析しているが、幅広く事業者を確認し、予算の積算方法に改善の余地がないかを検討することで、今後の補助事業の実施の際に活かすことが望ましい。</p>	<p>当該補助金は、物価高騰対策という性格上、補助対象事業者に広く給付が行き渡る必要がある。そのため、予算計上に当たっては、関係団体等へのヒアリングを通じて宿泊事業者の申請意向を把握した上で、全宿泊事業者への給付を想定し、必要額を積算したものである。補助事業の執行にあたっては、未申請の宿泊事業者に対して、複数回にわたり周知・案内を実施し、執行率の向上を図った。</p>
168頁	ならの観光力向上課	<p>①県内宿泊施設支援給付事業(補助費)【意見35】</p> <p>補助事業の実施に関する効果測定を実施していない。公金を支出する以上、できるだけ効果測定を実施することが望ましい。</p>	<p>宿泊事業者へヒアリングを行ったところ、「当該補助金は光熱費等の物価が上がる中、経営面で助かった。」等の声を受けており、物価高騰対策として効果があったと認識している。</p>
170頁	中央卸売市場再整備推進室	<p>①奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金【結果32】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>令和7年4月1日付けで、奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金交付要綱の一部改正を施行し、補助金に係る消費税等仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定するとともに、様式を追加した。</p>
171頁	中央卸売市場再整備推進室	<p>①奈良県中央卸売市場清掃組合運営事業補助金【意見36】</p> <p>交付先の団体が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法については、公金を原資としている以上、一般競争入札や相見積りの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。</p>	<p>交付先団体は、従来、随意契約により発注していた委託業務の一部について、令和6年度から、一般競争入札に変更した。引き続き、交付先団体に対して公平公正な調達方法を求めていく。</p>
173頁	豊かな食と農の振興課	<p>①奈良フードフェスティバル開催事業補助金【結果33】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>令和7年度以降、民間団体主体で実施することとなり、当該補助金を執行する予定はない。(令和7年度予算なし)</p>
173頁	豊かな食と農の振興課	<p>①奈良フードフェスティバル開催事業補助金【意見37】</p> <p>令和4年度より成果指標が目標値を大幅に上回っているものの、目標値が据え置きとなっているため、新たな目標値を設定することが望まれる。</p>	<p>令和7年度以降、民間団体主体で実施することとなり、当該補助金を執行する予定はない。(令和7年度予算なし)</p>

監査結果報告書の頁	結果又は意見の対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
173頁	豊かな食と農の振興課	<p>①奈良フードフェスティバル開催事業補助金【意見38】</p> <p>補助金交付先が補助対象事業を実施するために必要な調達の方法について、公金を原資としている以上、相見積りの実施等、公平公正な調達方法を求めることが望ましい。</p>	<p>令和7年度以降、民間団体主体で実施することとなり、当該補助金を執行する予定はない。(令和7年度予算なし)</p>
177頁	畜産課	<p>①奈良県食肉公社運営補助金(と畜事業運営費補助金)【意見39】</p> <p>補助金交付に係る実績報告書の信頼をより担保するために、交付先が作成した財務報告書類との整合性を確認することが望ましい。</p>	<p>当該補助金の実績報告の確認については、これまで本県の補助金等交付規則に基づき、現地で収入、支出に係る根拠書類を確認するなどして適切に実施してきたところであるが、今回の監査結果を踏まえ、令和6年度分の実績報告の確認から、補助金の実績報告書と財務書類との整合性について、財務書類から実績報告書への組み替え過程を確認することとした。</p>
177頁	畜産課	<p>①奈良県食肉公社運営補助金(と畜事業運営費補助金)【意見40】</p> <p>非現金支出である退職給付費用を補助対象経費として認めているため、補助金の交付先に資金が留保されている状態となっている。急な退職金の支出に備えて交付しているとのことであるが、交付先が当該資金を補助目的の退職金以外の支出に流用するリスクが生ずるため、所管課としてリスクの低減に努めることが望ましい。</p>	<p>退職給付費用については、毎年度末の実績報告の確認時に、奈良県食肉公社より退職給付引当資産専用の銀行口座の残高証明書を提出させ、目的外に支出されていないことを確認しているが、今回の監査結果を踏まえ、令和7年度から期中にも口座残高証明書を提出させ、リスクの低減に努めている。</p>
184頁	担い手・農地マネジメント課	<p>①農地中間管理機構事業補助金【結果34】</p> <p>補助事業者に経済的利益が発生する可能性が低いと判断し、要綱等に仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定していない。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性が否定できないため、補助金に係る消費税等仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>令和7年4月1日付けで、奈良県農地中間管理機構事業費補助金交付要綱の一部改正を施行し、補助金に係る消費税等仕入税額控除額の返還に関する取り扱いを規定するとともに、様式を追加した。</p>
184頁	担い手・農地マネジメント課	<p>①農地中間管理機構事業補助金【結果35】</p> <p>財産処分制限の対象となる資産について、交付先が購入したか否かを確認しておらず、現物確認や台帳との突合は実施していなかった。購入の有無を確認するとともに、最低限、補助金の交付先の資産台帳等との突合を実施する必要がある。</p>	<p>交付先が購入したか否かを資産台帳等と突合し確認を実施。また、検査のチェックリストに追加した。</p>
185頁	担い手・農地マネジメント課	<p>①農地中間管理機構事業補助金【意見41】</p> <p>効果測定の指標を、国で定めた目標値に準じて設定しているが、県の実情に合わせてボトルネックとなっている項目を洗い出し、当該ボトルネックを解消するための指標についても、追加で目標指標として設定することを検討されたい。</p>	<p>ボトルネックの一つの要因に担い手の不足がある。担い手の確保の手段として、企業の農業参入のマッチングを推進していき、令和12年度までに14企業の参入とする目標値を新たに追加した。</p>
188頁	農村振興課	<p>①多面的機能支払交付金【結果36】</p> <p>実績報告資料において、補助金の交付先である市町村から補助対象経費の支出にあたって支出先の現地確認の記録を提出させているが、立会人の記載がないものがあった。交付先の市町村の責任を明確化するためにも、立会人名を必ず記載して提出させる必要がある。</p>	<p>市町村担当者へ事業に関する制度説明会に併せて、現地確認シートに立会人の氏名を必ず記載するように指導を徹底した。また、実績報告資料を県に提出する前に、立会人名が必ず記載されているか二重チェックを行うよう指導した。</p>

監査結果 報告書の頁	結果又は意見の 対象所属	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
190頁	農村振興課	<p>②農業水利施設整備・診断事業【意見42】</p> <p>農業水利施設整備・診断事業に関する委託業務について、補助金の交付先の市町村によって申請額から実績額への低減の程度が異なっているため、低減の大きな市町村の取り組みを他の市町村にも共有するなどし、補助額の低減の余地がないか検討することが望まれる。</p>	<p>交付先の市町村に対し、委託業務の契約手続きについて聞き取りを行ったところ、各市町村とも地方自治法に則り執行されているため、手続きによる低減の余地がないことを確認した。</p>
190頁	農村振興課	<p>②農業水利施設整備・診断事業【意見43】</p> <p>効果測定の日標指標が、30年間事業を実施して初めて達成したか否かを評価できる指標となっている。より短い周期で測定可能な日標指標の設定を検討することが望ましい。</p>	<p>効果測定の日標指標について、より短い周期で測定できるよう日標の見直しを検討している。</p>
194頁	リニア推進・ 地域交通対策課	<p>①燃料価格高騰対策事業【結果37】</p> <p>補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の取り扱いが未整備となっている。補助金の交付先に控除税額相当額の利益が生ずる可能性があるため、補助金に係る消費税等仕入税額控除の取り扱いを要綱に規定する必要がある。</p>	<p>令和7年度に終了した事業のため措置なし</p>